

令和5年4月3日

館山航空基地隊 契約班

オープンカウンター方式実施要領

(目的)

第1条 この要領は、海上自衛隊館山航空基地（以下「当基地」という。）がオープンカウンター方式により実施する物品調達の見積合わせの取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。この方式は、平成27年度防衛省調達改善計画及び平成27年度における防衛省の中小企業者に関する契約の方針にて提言され応札機会の拡大を図ることを目的としている。

(定義)

第2条 オープンカウンター方式とは、当基地が会計法第29条の3第5項に基づき実施する随意契約における物品調達の見積合わせにおいて、従来のように発注者（国）が見積りを求める相手方を特定せず、調達内容・数量等を公開し、参加を希望する者から、広く見積書の提出を募った上で、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第3条 この要領は、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条第2号から第7号の規定に該当するもので、当基地が本方式によることが適当であると判断したものを対象とする。ただし、会計法第29条の3第4項による競争を許さない随意契約を行う場合、緊急を要する場合及び本方式を採用することが適当ではないと判断した場合はこの限りではない。

(参加資格)

第4条 見積合わせに参加することができる者は、他に定めるもののほか、次の各号に該当する者とする。

- (1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

文書管理者：館山航空基地隊司令 一元的な管理に責任を有する者：同左 取得年月日：
作成年月日：2023.3.28 保存期間：5年 保存期間の満了する日：2028.3.31
本紙を含め：4枚・冊 配布先： 箇所

- (3) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、契約担当官等が求める資格の種類を有し、「C又はD」等級に格付けされ、関東・甲信越の競争参加資格を有する者。ただし、仕様内容等により契約担当官等が認める場合は、A又はB等級に格付けされた者を含めることができる。
- (4) (3)の統一資格を有しない場合は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第52条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条に規定する中小企業者という。以下同じ。）
- (5) (1)～(4)に該当しない中小企業者であって、同一の相手方（公的機関、民間企業のいずれかを問わない）に対し、直近1年間で1か月以上にわたり、常時継続的に物品を納入し、又は役務等を提供している実績が確認できる事業者
- (6) 見積の提出日までの1年間において、本契約の契約担当官等との間で契約を締結した実績がある事業者（(3)の競争参加資格において、A又はBの等級に各付けされている者を除く。）
- (7) 契約担当官等又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

（見積書の提出等）

第5条 見積合わせに参加する者は、「当基地ホームページ《企業／契約》」「当基地経理隊入口」等に掲示する調達要求件名リストから受注を希望する案件を選定し契約班へ参加申し込みを行い、本要領及び仕様書等を受領し、仕様内容を確認した上で提出期限までに見積書を契約班に提出するものとする。

2 見積書は当基地が使用する様式とし原本に限る。なお、FAXや電子メールでの提出は認めない。

3 見積書は、次の要領により記載すること。

- (1) 調達要求番号、件名、金額等を記載するほか見積者（法人又は団体の場合は代表者）の記名押印をすること。
- (2) 見積金額を訂正しないこと。
- (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭とならないこと。
- (4) 同一人が金額の異なる2通以上の見積りを作成しないこと。
- (5) 見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含めない金額を記載すること。

4 見積書の提出に当たっては、持参の他、郵送による送付も可とする。また、見積書を郵送する際は、見積書を封筒に封入し、封筒表面に調達要求番号及び件名を朱書きの上、必

ず書留、簡易書留又は配達記録郵便で送付すること。

なお、見積書提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。

5 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

(見積りの無効)

第6条 次の各号に該当する見積りは、無効とする。

(1) 本要領に示した参加資格のない者が行った見積り（事前に参加を認めた者を除く。）

(2) 調達要求番号、件名、金額、押印等見積書に記載等を必要とする事項を欠く見積り

(3) 金額を訂正した見積り

(4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積り

(5) 公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積り又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積り

(6) 同一人が作成した金額の異なる2通以上の見積り

(7) 調達要求件名リスト等を示す見積書提出期限までに提出されなかった見積り

(8) 仕様書等の条件に違反した見積り

(9) 前各号に掲げるほか、契約担当官等の指示に違反した者の見積り

(見積合せ)

第7条 見積合せは、調達要求件名リスト等に示した見積書提出期限以降に契約班において見積書を審査し契約の相手方を決定する。

2 提出した見積書の金額が、予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合、契約班が選定した者へ再度、見積りを依頼することができるものとする。

3 見積書の様式については官書式（海上自衛隊契約規則の実施に関する細部について書式第9）を使用するものとする。

(契約相手方の決定)

第8条 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積価格で、当基地に最も有利になる見積りを行った者を契約の相手方とする。

2 契約班が見積書を審査し、契約の相手方を決定しようとする場合において、同価の見積りが2者以上ある場合には、予決令第83条の規定に基づき、当該者のくじ引きによる抽選とする。ただし、何らかの理由により参加が困難な場合は、予決令第83条の2項の規定に基づき、契約班の当該契約案件に関係のない職員が代理としてくじを引くものとする。

3 見積合せの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知することとし、公表はしない。ただし、見積合わせに参加した者から見積合わせの結果について問い合わせがあった場合は、決定業者、契約金額等について個別に回答するものとする。

(契約の締結)

第9条 契約の相手方は、契約担当官等に遅滞することなく契約書を作成し提出しなければならない。ただし、契約金額が150万円を超えず、特約条項の付与もない場合は請書

の作成をもって代えることができる。

- 2 契約の相手方が契約を結ばないときは、見積もった契約金額の100分の5に相当する金額を違約金（海上自衛隊契約規則第29条（海上自衛隊達第4号。平成27年3月10日））として徴収する。

（その他）

第10条 その他、本要領による契約は、次の事項によるものとする。

- (1) 都合により見積合せを取り止めることがある。
- (2) 仕様書等を受領の際は、資格審査結果通知書の写し、又は第4項(4)～(6)に該当する者は、認定書（写）等、内容が分かる資料を提示すること。
- (3) 同等品にて見積合せに参加する場合は、同等品申請書提出期限までに調達要求元へ同等品承認申請書を提出し、同等品であることの証明を受けること。 ※（同等品承認申請書の提出期限はOC方式については原則7日前までとする。）
なお、提出期限以降に提出されたものについては無効とする。
- (4) 契約の相手方が正当な理由なく、業務を履行しない場合等不正不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 当該契約案件の契約結果については、公表義務のない少額の調達案件である為、競争性確保の観点から公表は行わない。